

人事・労務担当者必見！ 法改正一覽

2023年版

※2022/12/13更新



SATO 社会保険労務士法人
Labor and Social Security Attorney Office

施行日	改正される法令名	主な対象事業者	主な改正内容	改正までの企業側の対応	チェック	詳細解説
2023年4月1日	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	常時雇用する労働者が1000人以上の事業主 ※常時雇用する労働者とは、契約形態を問わず「事実上期間の定めなく雇用されている労働者」のことをいいます。	・育児休業取得状況の義務付け ・公表の方法はインターネットその他適切な方法 ・育児休業取得状況とは、公表前事業年度に配偶者が出産した男性労働者数に対する次のいずれかの割合 ①育児休業等を取得した男性労働者の数 ②①に加えて企業独自の育児休暇制度を利用した男性労働者の数	・男性労働者の育休取得率の集計 ・公表内容を掲載するためのウェブサイト等の準備	☐	■男性従業員の育児休業取得率の公表義務化はいつから？
2023年4月1日	労働安全衛生規則	危険有害な作業を行う事業者 ※危険有害な作業とは、石綿障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則など11の省令で労働者に対する保護措置が義務付けられている作業のことをいいます	・作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化 ・同じ作業所にいる労働者以外の人に対する保護措置の義務化	・社内ルールの整備 ・改正内容の社内周知 ・保護措置等の実施	☐	■【2023年4月】労働安全衛生規則改正、請負人等の保護措置が義務化

施行日	改正される法令名	主な対象事業者	主な改正内容	改正までの企業側の対応	チェック	詳細解説
2023年4月1日	労働安全衛生法施行令	リスクアセスメント対象物等を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業者	<化学物質管理体系の見直し> ・ばく露を最小限にすること ・ばく露提言措置等の意見聴取、記録作成、保存 ・皮膚等障害化物質への直接接触の防止 ・衛生委員会付議事項の追加 ・がん等の遅発性疾病の把握強化 ・リスクアセスメント結果等にかかる記録の作成保存 <実施体制の確立> ・職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 <情報伝達の強化> ・SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新 ・事業場内別容器保管時の措置の強化 ・注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 <その他> ・管理水準良好事業場の特別規則等適用除外 ・特殊健康診断の実施頻度の緩和	・社内ルールの整備 ・改正内容の社内周知 ・業務フロー、管理体制の見直し・構築 ・場合によっては専門家を導入して対策チーム立ち上げ		■2023年4月法改正、リスクアセスメント対象物のばく露低減措置が義務化
2023年4月1日	労働安全衛生規則					
2023年4月1日	化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針					

施行日	改正される法令名	主な対象事業者	主な改正内容	改正までの企業側の対応	チェック	詳細解説
2023年4月1日	労働基準法	中小事業者 ※資本金3億円（小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下である事業主、	・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について中小企業の猶予措置が廃止 ・月60時間を超える深夜の時間外労働について75%以上の割増賃金について、中小企業の猶予措置が廃止	・就業規則の改定 ・雇用契約書などの社内書類の整備 ・社内の時間外労働等の見直し（36協定の改定など）	☐	
2023年4月1日	労働基準法施行規則	及び常時使用する労働者の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下である事業主）				
2023年4月1日	労働基準法施行規則	すべての事業者	・デジタル給与払いを導入する際の社内手続き ・資金移動業者の申請手続き等	・デジタル給与払いを導入する場合は給与規定の改定など、制度設計と運用ルールの構築 ・労使協定の締結 ・従業員への説明、選択肢の提示、同意の確認	☐	■給与のデジタル払い解禁はいつから？メリット・デメリットを解説
2023年10月1日	石綿障害予防規則	建設事業者	・事前調査、及び分析調査について、調査を行う者の要件を規定	・事前調査の実施者の選定 ・資格取得の手続き	☐	
2023年10月1日	石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（新法）					
2023年10月1日	石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（新法）					

お客様各位

ここに掲載されていない最新情報や法改正情報等につきましては、
弊社運用のウェブサイト・SNS等で随時配信をしております。
ご利用頂ければ幸いです。

SATO MAGAZINE



<https://www.sato-magazine.com/>



https://twitter.com/sr_sato_group